

## 下野市公民館振興計画（第二次）（案）に関するパブリックコメントの結果について

### 1. パブリックコメントの実施状況

#### (1) ご意見の募集期間

令和3年1月4日（月）～令和3年1月25日（月）

#### (2) ご意見の応募者数及び件数

- ・ 応募者数及び件数 1名、4件
- ・ 男女内訳 男性：1名 女性：0名
- ・ 年代内訳 70歳代：1名

#### (3) 提出方法の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	持参	計
—	—	—	1	1

### 2. ご意見の概要と考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	全体	下野市公民館振興計画に比べて、下野市公民館振興計画（第二次）は、各段に内容が充実しており、内容も豊富になり、記述のテンポも非常に良くなりました。	ご意見ありがとうございます。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	P7、P8、P9、P10、P11、P12の表	表だけだと、トレンドが分かりづらい。グラフ化することにより、一目でトレンドが分かると思いますので、グラフ化すべきです。P13からのアンケート調査結果をグラフ化して説明しているので、統一感も生まれると思います。	グラフ化は各項目とも5分割（4公民館及び全体）が必要となり、見づらくなると考えられるため、あえて表にしました。
3	特質すべき実績 (P11、9行目)	地域課題解決型学習プログラム「地域元気プログラム」をモデル的に導入した講座は素晴らしい。時代のニーズを敏感に感じ取り、公民館として独自にテーマを設定しかつ実施した勇気を称賛します。そのことを全国公民館研究集会も先進事例として注目されたものと思われたい。今後ともこうした取組を大いに実践していただきたい。	ご意見ありがとうございます。
4	諮問（P50）	諮問先は、下野市公民館運営審議会委員長なのではないのですか。唐突に下野市社会教育委員長に諮問したことには違和感があります。	社会教育法第29条にあるように公民館運営審議会は公民館としての運営（事業の企画等）に対し、審議をいただく機関であり、運営方針（計画の立案）を策定、決定する機関ではありません。また、社会教育法第17条にあるように運営方針（計画の立案）は社会教育委員会議において策定されるものであるため、諮問先は社会教育委員長となります。